

傍聴される方への留意事項

1 次の場合は、傍聴できません。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している場合
- (2) 録音機、写真機、映写機の類を携帯している場合（なお、事前の申出により議長の許可を得た場合は除きます。）
- (3) 楽器、拡声器その他音を出すための道具等で会議の進行を妨害するおそれのあるものを携帯している場合
- (4) 酒気を帯びていると認められる場合
- (5) 異様な服装をしている場合
- (6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる場合

2 傍聴にあたっては、会議の妨げとならないよう静かにしてください。

また、次のことを遵守するとともに、議長・事務局員の指示には必ず従ってください。

- (1) 会議での発言に対し、拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他議事の妨げとなる行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 食事又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議室において写真撮影、録画又は録音をしないこと（なお、事前に議長の許可を受けた場合は、その許可された範囲で可能です。）
- (6) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (7) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (8) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

3 議長が会議が非公開であることを宣言した時は、速やかに退出してください。